

■ 建築確認申請のよくあるご質問

【申請書について】

- Q1-1 申請書等の押印
- Q1-2 建ぺい率、容積率の端数処理
- Q1-3 戸建住宅の同一棟内の自動車車庫・自転車置場

【面積について】

- Q2-1 小屋裏収納
- Q2-2 建築面積・床面積の算定
- Q2-3 建築面積の算定

【申請図について】

- Q3-1 付近見取図
- Q3-2 都市計画道路
- Q3-3 2項道路の幅員
- Q3-4 接道長さ
- Q3-5 敷地の高低差
- Q3-6 建ぺい率の角地緩和
- Q3-7 真北の記載
- Q3-8 外壁後退
- Q3-9 確認の特例
- Q3-10 申請図への記載
- Q3-11 非寝室
- Q3-12 凡例等の記載
- Q3-13 図面の不整合
- Q3-14 防火建築材料等
- Q3-15 法22条区域

【シックハウスについて】

- Q4-1 シックハウス内装制限
- Q4-2 シックハウス24時間換気
- Q4-3 換気計画の変更

【添付図書について】

- Q5-1 市街化調整区域
- Q5-2 市町設置型浄化槽
- Q5-3 カーポート
- Q5-4 道路位置指定証明書

■ 中間・完了検査のよくあるご質問

- Q6-1 柱頭・柱脚の金物
- Q6-2 24時間換気設備の表示
- Q6-3 検査後の「追加説明書」

2026年7月



公益財団法人
佐賀県建設技術支援機構
kakunin@sagacat.or.jp

■ 建築確認申請のよくあるご質問

R8.7.1

【申請書について】

Q1- 1 申請書等の押印
申請書(第1面)等の押印は必要ですか？

A1- 1 2021年1月から確認申請に関する全ての書類に押印は不要となりました。
(委任状・訂正印共)

Q1- 2 建ぺい率、容積率の端数処理
申請書(第3面)「建ぺい率」「容積率」の端数処理はどうすればいいですか？

A1- 2 建ぺい率、容積率の端数処理は少数第三位以下を切り上げて下さい。

Q1- 3 戸建住宅の同一棟内の自動車車庫・自転車置場
「一戸建ての住宅」の場合、申請書(第4面)の【2.用途】に併設の(車庫・自転車置場)を別用途として記載は必要ですか？

A1- 3 第4面、第5面の主要用途の(08010一戸建ての住宅)の下段に、別用途として
(08490自動車車庫)、(08500自転車駐車場)を記載して下さい。

【面積について】

Q2- 1 小屋裏収納
床面積に算入しない小屋裏収納等を計画しています。どのような内容の記載が必要ですか？

- A2- 1** ・小屋裏収納等部分の「天井の最高高さ」と「面積」を記載して下さい。
- ・小屋裏収納等部分が広い場合は、非算入の条件である面積の上限以内であることが分かる比較式を記載して下さい。
- ・なお、室名は「ロフト」だけでは収納を意味しないため、「収納」又は「物置」を併記して下さい。

Q2- 2 建築面積・床面積の算定
建築面積、床面積の算入範囲の考え方を示した基準がありますか？

- A2- 2** ○床面積、建築面積の算定方法は、原則、国の基準（S61. 4. 30住指発第115号）や日本建築行政会議編集「基準総則・集団規定の適用事例」によります。
- 床面積の考え方により若干広く算入しているなど、審査上支障がない場合は補正を求めない場合があります。
- ・「ふかし壁」の外側の壁芯で床面積に算入している場合
 - ・「ベランダ」の手摺芯でなく屋根先端から2m後退で床面積に算入している場合など

Q2- 3 建築面積の算定
建築面積の算定は軒樋も関係しますか？

- A2- 3** ・軒樋がある場合は、樋先端から1m後退した部分を算定します。
- ・立面図等に樋先端までの寸法を記載して下さい。

【申請図について】

Q3- 1 付近見取図
付近見取図は、どの程度の図面が必要ですか？

- A3- 1** ・目印となる公共建物等（学校、駅など）を記載して下さい。
- ・近く目印となる施設が無い場合は、国道・県道の交差点名、民間大型施設などを記載して下さい。
 - ・宅地分譲地は区画割図の記入又は添付して下さい。

Q3- 2 都市計画道路
前面道路が都市計画道路です。何を記載すればよいですか？

- A3- 2** ○敷地が都市計画道路や都市公園などの都市計画施設に接する（又は、計画線内に含まれる場合）場合は**配置図**に下記を記載して下さい。
- ・計画路線名、幅員、事業状態（施工済・施工中・事業認定等）、計画線（拡幅線）の位置
 - ・都計法 5 3 条の許可が必要な場合は、法令の条項、許可番号、日付
- 合わせて、**現地調査表**に下記を記載して下さい。
- ・都市計画部局との協議内容（担当部署名、担当者名、協議日）
 - ・都計法 5 3 条許可の要・不要

※なお、許可が必要な場合は、都計法 5 3 条の**許可証**を添付して下さい。

Q3- 3 2項道路の幅員
前面道路が現況幅員4m以上の2項道路です。道路後退線や基準時幅員等の記載が必要ですか？

- A3- 3** ○敷地が2項道路に接道する場合は、現地調査表に特定行政庁との協議内容を記載して下さい。
- ・部署名、担当者名、協議日、基準時幅員、道路後退方法（中心後退・一方後退）・状況（今回後退・後退済）
- 現況幅員が4m以上の場合でも道路後退が必要な場合があります。特定行政庁（県・佐賀市）に道路後退が発生しないことを確認した場合は、記載は不要です。

Q3- 4 接道長さ
接道長さが明らかに2m以上確保できています。
敷地・道路の形状に凹凸があり接道長さの測り方の相談が必要ですか？

- A3- 4** ・明らかに2m以上の接道が確保できていれば、事前のご相談は不要です。
旗竿状の敷地などのくびれがある場合は、**最も狭い部分**の寸法を記載して下さい。
- ・2以上の道路に接する場合は、広い方の道路の幅員と広い方の道路の接道長さを記載して下さい。（幅員が同じ場合は長い方のみ）

Q3- 5 敷地の高低差
高低差のある「道路、隣地、水路」と接している場合、断面状況等の記載が必要ですか？

- A3- 5** ・ 高低差2mを超える崖が申請建物に近接している場合は、その崖から高さの1.5倍以上の離れの位置を記載して下さい。
- ・ 高低差2m超の道路、隣地、水路と接する場合は、土地の安全性について状況等（断面・幅共）を記載してください。
- ・ 高低差50 c m以上の場合は、工作物やスロープ等の段差処理方法を記載して下さい。

Q3- 6 建ぺい率の角地緩和
建ぺい率の角地緩和適用の場合、「敷地周長の1/3以上の式」の記載は必要ですか？

- A3- 6** 敷地の形状から明らかに条件を満足している場合は、式の記載は不要です。

Q3- 7 真北の記載
第一種・第二種低層住居専用地域内です。「真北」の記載は必要ですか？

- A3- 7** 「磁北」と区別するため、「真北」を記載して下さい。

Q3- 8 外壁後退
第一種・二種低層住居専用地域内です。
外壁後退の寸法はどの様に記載すればいいですか？

- A3- 8** 境界線から1. 0 mの後退線を明示した上で、外壁面から敷地境界線までの最も近い部分の「有効寸法」を記載して下さい。

Q3- 9 確認の特例
「確認の特例」による申請です。審査対象外の項目について記載が必要ですか？

- A3- 9** ・ 特例による審査対象外の項目は、原則、記載は不要です。
- ・ ただし、図面どおりに建築した場合に不適合となる恐れがある場合は、追記・補正を求めることがあります。
（外壁の仕様、内装制限、居室の換気計算・隣地境界に近い窓の採光計算など）

Q3- 10 申請図への記載
申請図の記載で注意点がありますか？

A3- 10 2号建築物・3号建築物の共通事項として、図面等に次の内容を記載して下さい。

○配置図

- ・敷地境界部分のブロック塀等の高さ（その上のフェンスの高さは不要）
- ・道路斜線制限の支障の有無

※配置図には間取りに関する情報は明示しないでください。
（概要書の配置図と兼用する場合、行政庁での閲覧図書となるため）

○平面図等

- ・外部建具の寸法の分かる建具の型番
- ・窓の開放部分の面積が小さい居室の換気計算
- ・隣地境界線に近い窓の採光計算
- ・IHコンロかガスコンロの区別
- ・内装制限（火気使用室・車庫）の使用材料、認定番号

○申請書第4面【18. その他必要な事項】

- ・住宅用火災警報器

2号建築物については、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅等の確認申請・審査マニュアル」をご参照ください。

Q3- 11 非寝室
畳コーナー・趣味室・書斎等に「非寝室」の記載は必要ですか？

A3- 11 寝室として使用しない場合は記載不要です。ただし、畳コーナーがLDK等の居室と建具で仕切られる場合は「非寝室」と記載ください。

Q3- 12 凡例等の記載
審査に支障のない凡例等の記載は、削除が必要ですか？

A3- 12 審査の支障とならない記載は、補正を求めない場合があります。

- ・申請書（第3面・第4面）
「その他の区域、地域等」欄：「下水処理区域」等

- ・凡例に記載された以下の記載
使用しない建築材料、排気機型番、（平屋建ての）通し柱 など

迅速な審査ができるよう、記載誤りや不整合の事前チェックをお願いします。

Q3- 13 図面の不整合
図面に不整合がある場合、補正は必要ですか？

A3- 13 数値の不整合を除き、審査上支障がない不整合は補正を求めない場合があります。
（平面図と換気量計算書間で推測がつく部屋名の不整合（洋室1⇔子供室1など）

不整合が無いように、事前にチェックをお願いします。

Q3- 14 防火建築材料等

防火建築材料等の「仕様と認定番号」は全ての図面に記載が必要ですか？

A3- 14 防火制限などの審査上必要となる「具体的な仕様・認定番号」は、仕様書又は図面のいずれか1か所以上に記載して下さい。

Q3- 15 法22条区域

法22条区域内です。木造住宅の場合、屋根・外壁の仕様はどこに記載すればよいですか？

A3- 15 ・仕様書又は図面に屋根（ルーフバルコニーの床を含む）と外壁の具体的な仕様と認定番号を1か所以上記載してください。

・外壁の延焼ライン内に防火構造の大臣認定品を使用される場合、認定条件となっている**断熱材及び裏張りを確認**ください。

・両面をサイディング等外装材を張りとする場合は、裏張りの条件を確認ください。

【シックハウスについて】

Q4- 1 シックハウス内装制限

使用建築材料表(施行規則第1条の3)、天井裏等の措置(H15告示274号)様式を使用しない場合は、図面等に何を記載すればよいですか？

A4- 1 ・使用建築材料表様式の内容として、図面に『室内の仕上はF☆☆☆☆又は、規制対象外の建材を全て使用する』を記載して下さい。

・天井裏等への措置様式の内容として、図面に『天井裏等はF☆☆☆以上建材又は、規制対象外の建材を全て使用する』を記載して下さい。

Q4- 2 シックハウス24時間換気

換気量計算書は、どこまでの計算精度が求められますか？

A4- 2 ・換気対象室の算入もれがないようにしてください。

・ダクトを介した排気機の場合、損失を考慮した有効換気量の数値を用いて計算して下さい。

・換気回数(0.5回/h以上)に十分な余裕がある場合は、換気量計算書等の軽微な計算ミス・記載誤りは補正を求めない場合があります。

Q4- 3 換気計画の変更

シックハウス換気計画が変更になりました。
どの様な手続きが必要になりますか？

A4- 3 次の場合は、「計画変更確認申請」の手続きが必要です。

- ・換気方式の変更
- ・気積の増(軽微な変更*を除く)
- ・機械能力の減(軽微な変更*を除く)

※ なお、軽微な変更で法に適合することが明らかな場合(規則第3条の2)は、「軽微な変更」の手続きになります。

- ・気積の減
- ・機械能力の増
- ・法適合が明らかな気積の増
- ・法適合が明らかな機械能力の減

【添付図書について】

Q5- 1 市街化調整区域
市街化調整区域内の敷地で建築確認申請する場合、どのような書類を添付する必要がありますか？

- A5- 1** ・開発行為に関する検査済証、開発許可証、建築行為許可書（都市計画法第43条第1項）又は都市計画法施行規則第60条証明などのいずれかの書類を添付して下さい。
- ・市街化調整区域で建築行為を行う場合は、すべて許可申請等が必要とされています。計画変更の場合の対応を含め、詳細は所管する行政庁に確認して下さい。

Q5- 2 市町設置型浄化槽
市町設置型浄化槽を予定しています。何を添付すればよいですか？

- A5- 2** 市町の受理印がある設置申請書（写）を添付してください。
認定書・構造図は不要ですが、完了検査時に浄化槽設置届（写）の提出をお願いする場合があります。

Q5- 3 カーポート
既存の戸建て住宅にアルミ合金製の既製品のカーポートの増築を予定しています。
カーポートに関する図面の他に何を添付すればよいですか？

- A5- 3** ○積雪荷重と風圧力のわかるカタログ等の資料を添付して下さい。
（積雪荷重は地域によって異なります。県・佐賀市の条例の数値を確認ください。）
- 準防火地域や22条区域内の場合は、屋根の仕様を確認ください。
- 延焼のおそれのある部分の内外、カーポートの規模によって使用できる材料の制限があります。
- 大臣認定品を使用する場合は、認定に係る資料を添付ください。
- 別棟の既存建物がある場合は以下の図書を添付して下さい。（棟毎）
- ・現況調査書および既存不適格調書
 - ・既存建物の建築確認済証及び検査済証（無い場合は相談ください）
 - ・既存建物の建築面積、延べ面積のわかる面積計算書
 - ・既存建物の各階平面図

Q5- 4 道路位置指定証明書
法42条1項5号の位置指定道路に接しています。証明書等の添付が必要ですか？

- A5- 4** ・法42条1項5号の位置指定道路に接道している場合は、原則、佐賀県又は佐賀市による道路位置指定証明書の添付を添付して下さい。
- ・佐賀県HPで指定内容が確認できる場合は添付は不要です。

■ 中間・完了検査のよくあるご質問

Q6- 1 柱頭・柱脚の金物
木造に使用する金物について何か制限がありますか？

A6- 1 ・告示1460号第2号の（と）（ち）（り）（ぬ）の規定で土台と柱を緊結する金物は、基礎と緊結する（ホールダウン金物）を使用する必要があります。
（佐賀県建築住宅課公表・建築基準法に関する取扱い【8訂版】P60）
（佐賀市建築指導課公表 〃 ）

Q6- 2 24時間換気設備の表示
24時間換気設備のスイッチに表示は必要ですか？

A6-2 スイッチの表示は特に求めていません。
建築主に使用方法について説明をお願いします。

Q6-3 検査後の「追加説明書」
検査後の「追加説明書」は、メールで提出することはできますか？

A6- 3 ・追加説明書（検査の是正報告）はメールで提出が可能です。
E-mail: kakuninkensa@sagacat.or.jpへ提出して下さい。

・NICEシステムのチャット画面を用いた追加説明書等の報告はお控え下さい。